

令和 7 年 5 月 28 日

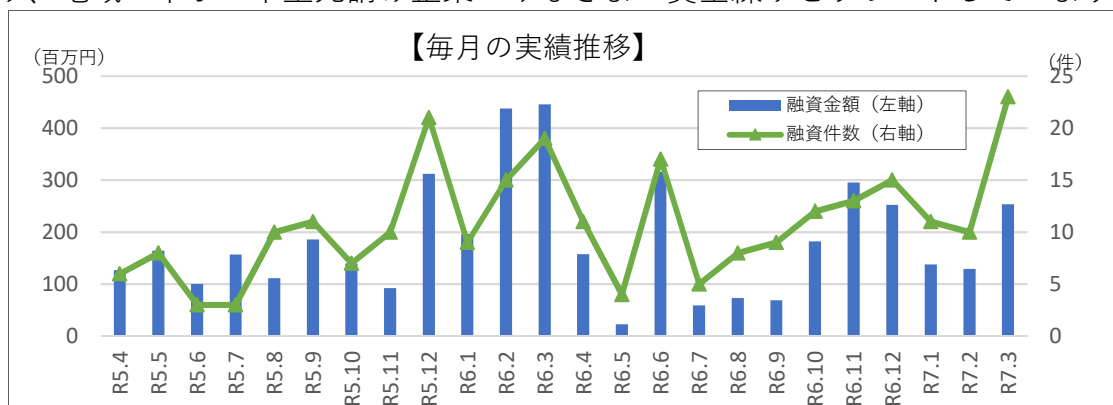
中部地方整備局

地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化に向けて ～地域建設業経営強化融資制度の導入が 76%に上昇～

中部地方整備局管内 4 県（岐阜・静岡・愛知・三重）164 の地方公共団体について、令和 7 年 4 月 30 日現在、地域建設業経営強化融資制度は約 76%にあたる 125 団体が制度を導入していることが確認されました。

- 中部地方整備局では、地域建設企業の資金繰りの円滑化・安定化のため、管内の地方公共団体を訪問し、中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度の導入・活用の促進に努めております。
- 地域建設業経営強化融資制度は、新たに 8 団体が導入し、中部地方整備局管内の導入率が 71%（R6.4.1 時点）から 76%に上昇しました。

当該制度は、発注者・元請け企業とも簡易な手続きで、工期中の出来高に応じて元請け企業が融資を受けられるものです。年末、年度末にご利用件数・融資額が伸びており、地域の中小・中堅元請け企業のみなさまの資金繰りをサポートしています。



- 中間前金払制度は全団体が導入済み（R6.4.1 時点）となっています。

※導入確認にあたり東日本建設業保証株式会社に協力をいただいております。

- ・ 中間前金払制度：当初の請負代金の 4 割の前金払に加え、工期半ばで 2 割（合計 6 割）を追加する前金払制度
- ・ 地域建設業経営強化融資制度：元請企業が公共工事の請負代金債権を担保に、一定の民間事業者等から出来高に応じて融資を受けられる制度

- 建設業法では、下請代金の支払いについて、労務費相当分を現金で支払うよう切な配慮を求めています。また、昨今の原材料費等の高騰下においては、元請企業が低廉なコストで資金調達が可能となる中間前金払制度や地域建設業経営強化融資制度等を活用し、手許資金の充実を図ることが重要であり、ひいては下請企業や労働者に対する円滑な下請代金、賃金の支払いに繋がることが期待されます。

配布先 中部地方整備局記者クラブ、岐阜県政記者クラブ、
静岡県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ（三重）

< 問い合わせ先 > 国土交通省 中部地方整備局
建設部 建設産業課 課長 佐藤 誠
課長補佐 水谷 公則
電話：052-953-8572 F A X：052-953-8606

地域建設業経営強化融資制度の概要

- 地域建設業経営強化融資制度とは、中小・中堅元請建設企業が、公共工事等の工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から**出来高に応じて融資を受けられる**制度。
- また、未完成部分の施工に要する資金については、前払金の支払を受けている場合、金融機関から融資を受ける際に保証事業会社の金融保証を受けることが可能。
- 建設業の**資金調達の円滑化支援**として、H20.10.17に国が制度を創設。
- 次の要件を満たしている場合、融資事業者の出来高査定を受けたうえで、融資を受けることが可能。
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること
 - 発注者による工事請負代金の債権譲渡の承諾を受けていること
 - 低入札価格調査の対象工事ではないこと

発注者のメリット

- 中小・中堅元請建設企業に対する**新たな金融支援策の提供**が可能。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

- 工事請負代金債権が担保となる為、保証人・不動産を担保とすることなく、**新たな資金調達手段の確保**が可能。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、**関係事業者間における信用力の向上、労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。
- 地域建設業経営強化融資制度を利用した借入金については、経営事項審査の経営状況分析における「負債回転期間」の負債合計から控除することが認められており、**経営事項審査において利点**。

中部地方整備局管内の自治体164団体のうち、125団体(全体の76%)が地域建設業経営強化融資制度を導入済み

地域建設業経営強化融資制度普及状況

導入状況	導入済みの自治体								
岐阜県内 (36/43) 83.7%	岐阜県	岐阜市	羽島市	各務原市	山県市	瑞穂市	本巣市	大垣市	海津市
	関市	美濃市	郡上市	美濃加茂市	可児市	多治見市	瑞浪市	土岐市	中津川市
	恵那市	下呂市	高山市	飛騨市	岐南町	笠松町	北方町	養老町	垂井町
	関ヶ原町	神戸町	輪之内町	安八町	揖斐川町	八百津町	白川町	御嵩町	白川村
静岡県内 (25/36) 69.4%	静岡県	静岡市	浜松市	沼津市	熱海市	三島市	富士宮市	伊東市	島田市
	富士市	磐田市	焼津市	掛川市	藤枝市	御殿場市	袋井市	下田市	裾野市
	湖西市	伊豆市	御前崎市	菊川市	伊豆の国市	牧之原市	長泉町		
愛知県内 (40/55) 72.7%	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	一宮市	瀬戸市	半田市	春日井市	豊川市
	碧南市	刈谷市	豊田市	安城市	西尾市	蒲郡市	犬山市	常滑市	江南市
	小牧市	稲沢市	新城市	東海市	大府市	知多市	知立市	尾張旭市	高浜市
	岩倉市	豊明市	田原市	愛西市	弥富市	みよし市	あま市	長久手市	扶桑町
	美浜町	設楽町	東栄町	豊根村					
三重県内 (24/30) 80.0%	三重県	津市	四日市市	伊勢市	松阪市	桑名市	鈴鹿市	名張市	尾鷲市
	亀山市	鳥羽市	熊野市	志摩市	伊賀市	朝日町	川越町	多気町	玉城町
	度会町	大紀町	南伊勢町	紀北町	御浜町	紀宝町			

※ 赤字は令和6年4月1日以降に制度を導入した自治体。
(令和7年4月30日現在 東日本建設業保証(株)調べ)

中間前金払制度の概要

- 中間前金払とは、当初の前払金（請負代金の4割）に加え、**工期半ばで2割を追加（合計6割）して行う前金払**のこと。
- 地方自治体では、地方自治法施行規則の改正によりH11.2.17から制度の導入が可能。
- 当該工事の請負契約約款等に中間前金払の条項があり、次の要件を満たしている場合、発注者の認定を受けたうえで、請求することが可能。
 - 当初の前払金が支出されていること
 - 工期の2分の1を経過していること
 - 工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること
 - 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること

発注者のメリット

- 出来高認定を厳密に行う必要のある「部分払」と異なり、建設企業への円滑な資金提供、資金繰りの改善を目的とするため、上記要件の確認は原則書類のみで行うなど、**極めて簡易な事務手続き**。
- 零細な元請建設企業の**資金繰りの安定化**、元下間の請負代金支払・労働者に対する**賃金支払に関するトラブルの抑制**などにより、**適正な施工に寄与**。

建設企業のメリット

- 上記要件の認定は原則書類のみで行うなど、**極めて簡易な事務手続き**による資金調達が可能。
- 当初前払金保証料率（0.23%～0.35%）を下回る**低廉なコスト**（保証料率一律0.065%）。
- 資材業者、下請業者、労働者等に対する請負代金の前払、速やかな支払並びに現金での支払が円滑となり、関係事業者間における**信用力の向上**、**労使関係の安定化**につながるとともに、法令遵守の観点からも適切な対応。